事業主 様

全国土木建築国民健康保険組合 (公印省略)

育児休業等期間中の組合員に係る保険料の免除について

本組合の事業運営については、日頃格別のご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)」の一部の施行に伴い、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第60号)」が公布され、令和4年10月1日に施行される育児休業又は育児休業に準ずる休業(以下「育児休業等」といいます。)期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例について示されたところです。

本組合の育児休業等期間中の組合員に係る保険料につきましては、健康保険法に準じた取扱いとしていることから、下記のとおり改正することといたしましたのでご案内申しあげます。

記

1 保険料免除に係る改正

令和4年 10 月1日以降に取得する育児休業等につきましては、次の要件に該当する場合に組合員及び事業主に係る保険料が免除の対象となります。

なお、要件につきましては、「<u>免除要件の主な改正内容</u>」(別添 1)を参照してください。

(1) 基準報酬月額分の保険料

次のいずれかに該当していること。

- ア 月の末日時点において、育児休業等を取得していること。【従前どおり】
- イ 育児休業等を同一月内で 14 日以上取得していること。【新設】

なお、同一月内に開始・終了した育児休業等が2以上ある場合は、育児休業等の 日数を合算して14日以上あるかを判断します。

また、同一月内に開始・終了した育児休業期間中に就労した日がある場合は、当該就労日を差し引いた日数が14日以上あるかを判断します。

(2) 基準賞与額分の保険料

次のいずれにも該当していること。

- ア 賞与を支給した月の月末時点において育児休業等を取得していること。【従前どおり】
- イ 育児休業等期間が連続して1か月を超えるものであること。【新設】

2 保険料免除申請手続き

(1)申請書様式の改正

事業主の利便性を図るため、日本年金機構に準じた様式に改正いたします。なお、主な改正内容は次のとおりです。

ア 「産前産後休業・育児休業等 期間中の保険料免除 申請書・終了届」を「<u>産前産後休業取得者 申請書/変更(終了)届</u>」(別添2)及び「<u>育児休業等取得者申請書(新規・延長)/終了届</u>」(別添3)に分けました。

なお、記載方法については、「記載例」(別添4、別添5)を参照してください。

- イ 「育児休業等取得者申請書(新規・延長)/終了届」に「育児休業等取得日数」 及び「就業予定日数」欄を設け、「育児休業等開始年月日」及び「育児休業等終了 (予定)年月日の翌日」が同月内である場合に記入いただくこととしました。
- (2) 育児休業等の終了後、1か月経過後に申請する場合については、遅延理由書を提出してください。
- (3) 改正後の様式は、令和4年 10 月1日以降新たに育児休業等を取得(産前産後休業を含む。)する者について使用してください。

なお、当分の間、改正前の様式を使用しても差し支えありません。ただし、「育児 休業等開始年月日」及び「育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が同月内である場 合については、事業主において「育児休業等取得日数」及び「就業予定日数」を申請 書の余白に記入してください。

3 経過措置

改正後の取扱いについては、令和4年 10 月1日以降に開始する育児休業等について 適用します。

なお、施行日前に開始した育児休業等については、従来の取扱いとなります。

ご不明な点がございましたら、管轄の組合事務所までお問い合わせください。

関東事務所 加入課 TEL 03-5210-4383

関西事務所 事務課 TEL 06-6941-6515